

議第87号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成29年 9月21日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

相 手 方	
事 件 の 種 類	市営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>東九条市営住宅第1棟206号の入居者である相手方は、昼夜を問わず自室の天井や壁を叩くことにより騒音を発し、また、近隣の住民を大声で誹謗^{ひぼう}し、及び中傷するなど他の入居者に迷惑を及ぼす行為を繰り返していることから、本市は、相手方に対し、当該行為を行わないよう再三指導し、及び警告したが、相手方は、これに従わない。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、当該市営住宅の明渡しを請求したが、相手方は、これに応じようとしなない。</p> <p>そこで、相手方に対し、当該市営住宅の明渡し及び不法占有による損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。